

# 会議結果報告書

会議名	令和5年度第2回相模原市スポーツ少年団総会
日時	令和6年3月5日（火）午後7時00分～午後7時50分
会場	相模原市民会館 3階 第1大会議室
出席者	常任委員 出席12名、委任状 4名、欠席 7名 定員 23名 委員 出席38名、委任状68名、欠席70名 定員176名 事務局 3名（篠崎係長、今井係長、中島）
内容	<p>総会前に少林寺拳法種目4名、バドミントン種目4名とサッカー種目1団体、バレーボール種目2団体の令和5年度相模原市スポーツ少年団本部長表彰の賞状授与を行なった。</p> <p>本部長表彰授与の後、事務局（今井係長）が司会を務め、総会を開会した。</p> <p>はじめに近藤本部長からあいさつをいただき、定足数の確認、議長の選出（近藤本部長）、資料の確認を行ない、議長が議事を進行した。</p> <p><b>議 事</b></p> <p>議案第3号「令和6年度相模原市スポーツ少年団に係る事業計画（案）及び収支予算（案）について」⇒承認</p> <p>事務局（中島）から説明した。委員からは内容の変更を要するような意見や質疑等は出ず、承認された。</p> <p><b>昨年度との主な変更点</b></p> <p>○事業計画案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運動適性テストⅡ…… 今年度は3月23日に実施予定で、参加者を募集したところ定員（80名）を上回る申込みがあった。来年度も同じ時期に団員を集め測定する機会を設ける。</li><li>・スポーツ交流事業…… 今年度は12月にけやき体育館でパラスポーツ体験をとおして、パラスポーツの関係団体と交流した。来年度は、厚木市スポーツ少年団と交流、または今年度同様にパラスポーツ関係団体との交流を検討する。</li><li>・野外・レクリエーション事業… 「ハイキング」から名称変更し、今年度は津久井地域でウォーキングでのたけのこ掘り体験を予定したが、雨天中止となった。来年度は今年度計画した内容で実施する。</li><li>・スポーツ体験事業…… 「スキー講習会」から名称変更し、団員が様々なスポーツの体験活動ができるような事業とした。今年度はスキー講習会を実施。来年度については、スキーの参加者減少とバス借上げ代の値上がり等の状況を踏まえ、スキー種目またはカヌー種目等の実施を検討する。</li></ul> <p>○収支予算案</p> <p>主な内容は備考欄のとおり。</p> <p><b>【収入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ体験事業…… スキー講習会で予算取り。バス借上げ代増に伴う旅行委託費増により参加者負担金収入の増。</li></ul>

## 【支出】

- ・スポーツ少年団大会… 会場使用料金改訂に伴う会場使用料増。
- 委員より出た意見は次のとおり
- ・スポーツ体験事業について、親がウインタースポーツをしなければ、子どもは体験する機会がない。できればスキー講習会を続けて欲しい。

報告第2号「令和5年度相模原市スポーツ少年団本部長表彰に係る被表彰者について」事務局（中島）から報告した。委員からは特段、意見や質疑等が出なかった。

## その他

- 神奈川県スポーツ少年団表彰の受賞について

事務局（中島）から神奈川県スポーツ少年団表彰について、相模原市から優良スポーツ少年団2団と指導者4名が受賞されたことを報告した。

- 令和5年度スポーツ少年団登録について

事務局（中島）から「令和6年度スポーツ少年団登録について」の説明を行なった。初めに市スポーツ少年団登録について、登録方法及び期限を資料に沿って説明した。また、スポーツ少年団は「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを」、「スポーツを通じて、青少年の『こころ』と『からだ』を育てる組織を地域社会の中に」を目的に設立された旨を説明した後、近年、総会を含む本部事業への参加をしていない団が増加している状況について、「相模原市スポーツ少年団登録要綱」にて定められている条文（第7条）があることから、委員の皆様へ本部事業への積極的な参加をお願いした。

次に日本・県スポーツ少年団登録について、登録料及び登録期限について説明をした。内容としては現状、昨年度と変更点はなく、令和6年4月1日から令和6年7月31日までに登録システムより申請を行っていただく旨を説明した。

- 「こどもの未来応援スポンサー制度」市内企業によるこどものスポーツ支援について

事務局（篠崎係長）から、配布資料に沿って、今年度の実績、来年度のスケジュール等について説明した。委員より出た意見等と事務局の回答は以下のとおり。

- ・協定書を交わさないことはトラブルにつながるのではないかと。  
→あらかじめ、協定書を交わさないことを条件にしているため、協定書を必要とする企業は手を挙げないので、トラブルは避けられると考えている。
- ・トラブルとなった場合、スポーツ協会が責任を取るのか。  
→問題が生じた場合は、双方（支援企業とクラブチーム）の協議により解決を図ることとしており、スポーツ協会が責任を負うことはしない。
- ・チェック機能の導入が必要  
→反社や不適切な企業のチェック体制を整えるには、時間も費用も要するため、現時点では、この制度設計の文言にチェック機能を図るための一文を記載させてもらった。令和6年度は、支援金を直接クラブに渡せるようにしたい。

最後に樋川副本部長からあいさつをいただき、閉会した。

以上